

国民健康保険の高額療養費支給申請手続きの簡素化について

 国民健康保険の高額療養費の支給申請において、被保険者等の負担軽減を図るため、申請手続きを簡素化する。

1 内容

1 目的

国民健康保険の高額療養費の支給については、対象となる月ごとに申請書等を提出することとしているが、被保険者等の申請に係る負担を軽減するため、令和8年4月1日以降に高額療養費の支給対象と判明した世帯から申請手続きの簡素化を実施する。

2 手続きの変更点

現行の手続き	<ul style="list-style-type: none">・高額療養費発生の都度、支給申請書及び請求書兼口座振替依頼書を区に提出する。・当該申請を受け、区は高額療養費を口座振込等により支給する。
簡素化の手続き (口座振込の方のみ)	<ul style="list-style-type: none">・高額療養費の支給申請書(口座情報含)及び請求書を区に提出する。・当該申請を受け、区は高額療養費を指定する口座へ振込支給する。 <p>※簡素化手続き以降に発生した高額療養費については、その都度申請することなく、指定する口座へ振込支給する。</p>

※ 世帯主の変更、振込先の口座変更等の場合は、改めて申請手続きが必要となる。

2 実施予定日

令和8年4月1日

3 周知方法

- 高額療養費の支給申請書送付時に変更内容等の案内文を同封
- 区ホームページ及び「令和8年度版国保のてびき」に掲載